

## 令和7年度 第1回 狹山市建築審査会 会議録

- 【開催日時】 令和7年7月10日（木）  
10時00分から11時25分まで
- 【開催場所】 新狹山公民館 ホール
- 【出席委員】 田中 一郎委員、村上 嘉康委員、永峰 麻衣子委員、  
遠藤 一博委員、内藤 知行委員
- 【狹山市】 都市建設部：深澤部長、濱田次長
- 【特定行政庁】 建築審査課：小形課長、志賀主査、阿部主査
- 【事務局】 建築審査課：渡邊主査、豊泉主査
- 【公開非公開の別】 公開
- 【傍聴者】 なし
- 【議 事】 （要旨）  
議事（1）第1号議案 建築基準法第48条第6項ただし書き許可  
について（諮問）  
  
建築審査会の意見  
「 同 意 」
- 議事（2）第2号議案 建築基準法第48条第13項ただし書き許可  
について（諮問）  
  
建築審査会の意見  
「 同 意 」

## 【会 議 録】(質疑応答)

### 第1号議案

#### 建築基準法第48条第6項ただし書き許可について(諮問)

##### (議案概要)

埼玉県狭山市笹井三丁目1308番1、1309番1、1310番に自動車修理工場を新築する旨の許可申請について、第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認められるので諮問した。

議 長            それでは、第1号議案の諮問について、ご意見・ご質問等  
(会 長)            をお願いします。

委 員            建築予定地の前面道路の反対側にある賃借駐車場では車両の  
積み下ろし作業を行う計画ですか。

特定行政庁      賃借駐車場では整備車両の搬出入、積み下ろしも行う予定で  
す。

委 員            新築する自動車修理工場がある敷地内では、車両の積み下ろ  
し作業は行わない計画ですか。

特定行政庁      基本的には自動車修理工場のある敷地内での積み下ろしは行  
いませんが、自走できない故障車両等は積み下ろしが必要とな  
る場合があります。

委 員            車両の出入口は左折のみとのことですが、どのように右折が  
できないようになっていきますか。

特定行政庁      事業者の運用での対応となりますが、左折入庫、左折出庫を  
徹底する予定です。

委 員            自動車整備工場のある敷地内での積み下ろし作業等を行う場  
合、キャノピーの高さが4.5mですが、キャリアカー等に対

応できる高さですか。

また、自動車修理工場の作業場の柱の位置が、敷地内での作業に支障はありませんか。

特定行政庁 自走できない故障車両等は、自動車修理工場がある敷地内での積み下ろしが必要となる場合があるので、キャノピーの高さや、車両の動線による柱の干渉について確認します。

委員 自動車修理工場で作業を行い賃借駐車場へ運ぶ場合、左折出庫のみであると遠回りをしなくてはならない状況ですが、自動車修理工場と賃借駐車場で分離して作業を行う場合の安全性、交通状況の阻害性がないのか、懸念されます。

特定行政庁 自動車修理工場を左折出庫し、賃借駐車場へ運ぶ場合の動線について、事業者に再度確認を行います。

委員 廃棄物置場は囲み等がされ、外部からの立ち入りができない状況になりますか。

特定行政庁 廃棄物置場はコンクリートブロック造で形成され、外部からの立ち入りなどはできないように計画されています。

委員 平図面北側の防火設備について、排煙窓が設置されていますが、北側に住宅があり、防音の対策は検討されていますか。

特定行政庁 排煙窓は防音サッシを採用し、遮音性能はT-2となっています。排煙窓のため、常時は閉じている運用となりますので、騒音に対する対策を講じています。

委員 前面道路は通学路になりますか。通学路の場合には安全性をどのように考えていますか。

特定行政庁 通学路の確認を行い、該当する場合、通学時間帯の考慮をして、計画に反映したいと思います。

議長  
(会長) 他にございますか。

委員 一同 なし。

議長  
(会長) それでは、第1号議案について、お諮りします。  
諮問案件の建築基準法第48条第6項ただし書き許可については、原案どおり同意することでご異議ありませんか。

委員 一同 異議なし。

議長  
(会長) ご異議がないようなので、第1号議案については、同意することと決定いたしました。  
それでは、以上をもちまして第1号議案について終了します。

## 第2号議案

### 建築基準法第48条第13項ただし書き許可について（諮問）

（議案概要）

埼玉県狭山市柏原字森ノ上237番4他に観覧場（ラグビー場）を増築する旨の許可申請について、工業専用地域における工業の利便を害するおそれがないと認められるので諮問した。

議長  
(会長) それでは、第2号議案の諮問について、ご意見・ご質問等をお願いします。

委員 出入口について、シャトルバス乗降場からラグビー会場までは、歩道を歩いて行くことができますか。

特定行政庁 シャトルバス乗降場からは、狭山市道幹68号線の歩道を通り、道路占用許可を取得する予定の出入口がある道路まで、歩道で行くことができます。

委員 試合終了後には一斉に多くの方が動くことになるかと思いますが、分散できる方法はありますか。

特定行政庁 基本的に公共交通機関である路線バスとシャトルバスが主な交通手段になります。路線バスについては1時間に3本から4本、それに乗り切れない場合にシャトルバスを運行することになり、現在の想定では、1台50人乗りのシャトルバスを4台から5台運行する予定です。

試合終了後には出口を2ヶ所設け、路線バス乗り場とシャトルバス乗り場、自家用車の方の駐車場に分散はしますが、一定の時間帯に混雑が想定されるため、運用方法について、事業者懸念事項がある旨を伝えます。

委員 安全対策について、緊急車両の動線は想定されていますか。

特定行政庁 道路占用許可を取得する予定の道路の幅員はおよそ8.2mあり、キッチンカー等を設置する予定ですが、設置した場合にも緊急車両が通行できる道幅を確保するよう、事業者へ伝えます。

委員 路線バスが混雑した際、一般の利用者がバスに乗れない事態になることは想定されていますか。

特定行政庁 来場者数は、現在8試合平均で1試合あたり857名です。通常バス利用者が満員のバスに乗車することも想定されるので、シャトルバスや自家用車の利用等、周辺の住民の方に迷惑のかからない対策を随時講じていくよう、事業者へ伝えます。

委員 照明の計画はどのように考えられていますか。

特定行政庁 照度分布図のとおり、基本的には場内を照らします。一部近隣に照度が届くところがありますが、10ルクス程度でほとんど明るさを感じることはない照度のため、影響はないものと考えています。

委員 メインスタンドについて、今後増設予定となっていますが、なぜ最初から作らないのですか。

特定行政庁 ラグビーリーグワンに参入するための条件である観客席の数が、3,000席から2,500席に緩和されました。  
当初3,000席だった計画を見直し、必要な席数を確保し、平場の客席スペースを設けています。  
今後の観覧状況を踏まえ、増席できる計画となっています。

委員 現段階で200席の観覧席が増設されても、耐えることのできる構造になっていますか。

特定行政庁 観覧席数を追加しても耐えることのできる構造になっています。

委員 観覧場の場合、屋根がない箇所も床面積に含みますか。

特定行政庁 観覧場については、屋根がない観客席の箇所も床面積に算入しています。

委員 コンテナトイレの名称になっている理由はなぜですか。

特定行政庁 コンテナトイレは常設のトイレを想定しています。二次製品を持ってくるため、コンテナトイレという表現になります。

委員 近隣の土地に、既に借りている駐車場はありますか。

特定行政庁 現在借りている駐車場は、事業者からは伺っていません。

委員 道路側から試合を見ることができると、渋滞や事故の原因にならないかと懸念しています。

特定行政庁 現在、狭山市道幹68号線との間にはメッシュフェンスと樹木が並んでいる状況です。

今後、バックスタンドが設置されますが、道路から試合が一部見える箇所も想定されるため、事業者に懸念事項があった旨を伝えます。

議長  
(会長) 他にございますか。

委員 一同 なし。

議長  
(会長) それでは、第2号議案について、お諮りします。  
諮問案件の建築基準法第48条第13項ただし書き許可については、原案どおり同意することでご異議ありませんか。

委員 一同 異議なし。

議長  
(会長) ご異議がないようなので、第2号議案については、同意することと決定いたしました。

それでは、以上をもちまして第2号議案について終了します。

以上